

令和 5 年 5 月 1 0 日

令和 5 年 第 2 回 和 束 町 議 会 臨 時 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

令和 5 年 第 2 回 和 東 町 議 会 臨 時 会

会 議 録 （ 第 1 号 ）

招 集 年 月 日 令 和 5 年 5 月 1 0 日 （ 水 ）

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

 閉 議 午 後 3 時 0 3 分

出 席 議 員 （ 1 0 名 ）

1 番 村 山 一 彦 2 番 山 本 達 也

3 番 高 山 豊 彦 4 番 井 上 武 津 男

5 番 岡 本 正 意 6 番 岡 田 泰 正

7 番 畑 武 志 8 番 小 西 啓

9 番 岡 田 勇 1 0 番 吉 田 哲 也

欠 席 議 員 （ 0 名 ）

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 細 井 隆 則

書 記 西 田 絵 美

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	堀 忠 雄
副 町 長	奥 田 右
総 務 課 長	岡 田 博 之
総務課地方創生担当課長	富 田 幸 彦
地 域 力 推 進 課 長	原 田 敏 明
人 権 啓 発 課 長	中 尾 政 弘
税 住 民 課 長	吉 田 敏 江
福 祉 課 長	北 広 光
診 療 所 事 務 長	島 川 昌 代
総合施設整備課長	但 馬 宗 博
農 村 振 興 課 長	馬 場 正 実
建 設 事 業 課 長	井 上 博 丞
会計管理者兼会計課長	榎 木 由 佳

議 事 日 程 別 紙 の と お り

会 議 に 付 し た 事 件 別 紙 議 事 日 程 の と お り

会 議 の 経 過 別 紙 の と お り

会 議 録 署 名 議 員 2 番 山 本 達 也

3 番 高 山 豊 彦

議事日程（第 1 号）

町長自己紹介・あいさつ

議員自己紹介

副町長以下管理職自己紹介

議会事務局職員紹介

臨時議長紹介

開会及び開議宣告

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

（追加 1）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 副議長の選挙

日程第 4 議席の指定

日程第 5 常任委員の選任について

日程第 6 議会運営委員の選任について

日程第 7 議会広報編集委員の選任について

日程第 8 一部事務組合議会議員の選挙

日程第 9 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第 10 京都地方税機構広域連合議会議員の選挙

日程第 11 相楽東部広域連合議会議員の選挙

日程第 12 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（和東町税条例の一部を改正する条例）

日程第 13 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（和東町国民健康
保険税条例の一部を改正する条例）

日程第 14 議案第 24 号 和東町印鑑条例の一部を改正する条例

日程第 15 議案第 25 号 令和 5 年度和東町一般会計補正予算（第 1 号）

（追加 2）

日程第 1 同意第 1 号 監査委員の選任について

日程第 2 委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○事務局長（細井隆則君）

皆さん、おはようございます。本日は、大変ご苦勞さまです。これより着座にて失礼いたします。

皆様には、このたびの和東町議会議員一般選挙におきまして当選されましたこと、誠におめでとうございます。心からお喜び申し上げます。

それでは、お手元に配付いたしております日程により議事を進めてまいります。

初めに、町長から自己紹介とご挨拶をお願いいたします。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

議員の皆さん方には、このたびの選挙でご当選されましたこと、誠におめでとうございます。これからもひとつよろしくをお願いいたします。

和東町のまちづくり第 5 次総合計画は、「和の郷、知の郷、茶源郷和東」を住民と協働でつくり出していこうと、こういう計画であります。3 年目を迎えているわけであり。こうしたまちづくりをこれからも皆様とこの議場でいろいろと議論させていただき、そしてご指導、ご協力賜りますことを切にお願いをいたしたいと思っております。

本日は、令和 5 年第 2 回の臨時議会をお願いいたしました。これにつきましては、専決案件 2 件、そして提案案件・議決案件 2 件、4 件を予定いたしております。どうか皆様方におかれましても慎重にご審議をいただきまして、ご承認賜りますことを切にお願いいたしまして、甚だ簡単ですが、臨時議会の開会に当たりましての私からのご挨拶とさせていただきます。

本日は本当にご苦勞さまでございます。ありがとうございます。

○事務局長（細井隆則君）

続きまして、議員の自己紹介を自席にてお願いいたします。

私から向かいまして左側、1番議席に着席の議員からよろしくお願いいたします。

○1番（山本達也君）

山本です。今回初めて当選させていただきました。着席させていただきます。

私、全く議会のこと分かりません。これからいろいろご指導、ご鞭撻いただきながら、少しでも早くこの議会のこと、もしくは町のこと、そういったことを覚えていきたいと思いますので、どうかいろいろご指導いただきまして、これからもよろしくお願いいたします。

○2番（高山豊彦君）

2番席の公明党の高山豊彦でございます。町長をはじめ職員の皆様、また2期目4年間お世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

本年はですね、やはり犬打峠トンネル開通に向けたまちづくりというものも大きく進んでいくことと思いますので、また、その意味でもお世話になりますが、よろしくお願いいたします。

○3番（村山一彦君）

3番、村山一彦でございます。

3期目を迎えることになりました。今回の選挙を通じて感じたことは、やはり住民の声を拾い上げて、そして行政に正していくという姿勢を貫いてまいりたいと思いますので、町長初め管理職の皆さん、よろしくお願いいたします。

○4番（吉田哲也君）

吉田哲也でございます。4期目となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○5番（井上武津男君）

4期目となります井上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○6番（岡田泰正君）

皆さん、おはようございます。

4期目当選させていただきました岡田泰正でございます。行政の皆様方または議員の

皆様方と今後のまちづくりについて一生懸命努力・尽力していきたいと考えておりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

○ 7 番（畑 武志君）

7 番議席の畑 武志です。

心新たに決意を持って頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 8 番（岡本正意君）

おはようございます。8 期目を務めさせていただきます。日本共産党の岡本正意です。よろしくお願いいたします。

○ 9 番（小西 啓君）

小西 啓です。

○ 1 0 番（岡田 勇君）

1 0 番議員の岡田 勇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 事務局長（細井隆則君）

続きまして、本日出席いたしております副町長以下管理職の自己紹介をお願いいたします。順序は右側、副町長から順次お願いいたします。

○ 副町長（奥田 右君）

皆さん、おはようございます。副町長の奥田でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○ 総務課長（岡田博之君）

おはようございます。総務課長の岡田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 総務課地方創生担当課長（富田幸彦君）

地方創生担当課長、富田と申します。4 月から京都府より参りました。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 福祉課長（北 広光君）

おはようございます。福祉課長の北でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○税住民課長（吉田敏江君）

おはようございます。税住民課長の吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○会計管理者兼会計課長（榎木由佳君）

おはようございます。会計課長の榎木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○地域力推進課長（原田敏明君）

おはようございます。地域力推進課長の原田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○農村振興課長（馬場正実君）

おはようございます。この4月から農村振興課長をしております馬場でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総合施設整備課長（但馬宗博君）

おはようございます。この4月から総合施設整備課長を務めております但馬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設事業課長（井上博丞君）

おはようございます。この4月から建設事業課長を務めます井上です。よろしくお願いいたします。

○人権啓発課長（中尾政弘君）

おはようございます。人権啓発課長の中尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○診療所事務長（島川昌代君）

おはようございます。この4月から国保診療所事務長を務めさせていただきます。

島川です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（細井隆則君）

なお、私は議会事務局長の細井でございます。前の書記席におりますのが、書記の西田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で紹介を終わります。

本日の臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選出されておられませんので、その間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の岡田 勇議員をご紹介します。

○臨時議長（岡田 勇君）

ただいま紹介されました岡田 勇でございます。

地方自治法第107条の規定によって臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから、令和5年和束町議会第2回臨時会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染防止対策として空気清浄機を設置、演台にはアクリル衝立板を設置しております。

また、マスクの着脱について、本議会議場におきましては、各個人の自由といたします。

なお、マスクを着用される場合は声が聞き取りにくいと思われるので、質問、答弁の際には、必ずマイクに近づいて発言していただきますようよろしくお願いいたします。

また、クールビズの期間に入っておりますので、上着ネクタイ等の着脱は理由といたします。

それでは、本日の会議を開きます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第２、議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○臨時議長（岡田 勇君）

ただいまの出席議員数は、１０人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第３２条第２項の規定によって、立会人に３番、村山一彦議員、４番、吉田哲也議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。白票は無効票といたします。

(投票用紙配付)

○臨時議長（岡田 勇君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○臨時議長（岡田 勇君）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（細井隆則君）

それでは、お名前を呼び上げます。

1 番議席 山本 達也議員、 2 番議席 高山 豊彦議員
3 番議席 村山 一彦議員、 4 番議席 吉田 哲也議員
5 番議席 井上武津男議員、 6 番議席 岡田 泰正議員
7 番議席 畑 武志議員、 8 番議席 岡本 正意議員
9 番議席 小西 啓議員、 10 番議席 岡田 勇議員

○臨時議長（岡田 勇君）

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより、開票を行います。

3 番、村山一彦議員、4 番、吉田哲也議員、開票の立会いをお願いいたします。

（開 票）

○臨時議長（岡田 勇君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち吉田哲也議員 5 票、畑 武志議員 3 票、井上武津男議員 1 票、岡本
正意議員 1 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3 票です。

したがって、吉田哲也議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○臨時議長（岡田 勇君）

ただいま議長に当選された吉田哲也議員が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

吉田哲也議員、議長の就任の挨拶をお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

失礼します。誠に僭越ですが、一言ご挨拶させていただきます。

ただいま議員各位からのご協力を得まして議長という要職を担うこととなりました。誠に光栄である一方、その職責の重大さを感じているところです。

本町における過疎化をはじめとする少子高齢化など行政課題が山積する中、住民の念願でありました犬打峠トンネル工事も着々と進み、令和6年末には開通予定であります。こうした中、町の活性化を図るため、生活道路等の整備や基盤産業である和束茶のブランド化、工場誘致など、行政と共に課題を克服しなければなりません。行政・議会が改革を断行し、住民各位のご要望に応えるため努力する所存であります。どうか浅学非才な私に今後ともご協力、ご支援賜りますようお願い申し上げまして、挨拶といたします。

よろしくお願いいたします。

○臨時議長（岡田 勇君）

以上で、臨時議長の職務は全部終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

吉田哲也議長、議長席にお着き願います。

○議長（吉田哲也君）

ただいまから暫時休憩いたします。

議員及び職員の皆さんは3階から離れないようにお願いいたします。

休憩（午前9時56分～午前10時00分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしました日程第1号の追加1を本日の日程に追加したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、日程第 1 号の追加 1 を本日の日程に追加することに決定いたしました。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、1 番、山本達也議員、2 番、高山豊彦議員を指名いたします。

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日の 1 日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日の 1 日間と決定いたしました。

日程第 3、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（吉田哲也君）

ただいまの出席議員数は、10 人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に 3 番、村山一彦議員、5 番、井上武津男議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。白票は無効票といたします。

(投票用紙配付)

○議長（吉田哲也君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（吉田哲也君）

異常なしと認めます。

ただいまから選挙を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（細井隆則君）

それでは、お名前を呼び上げます。

1 番議席 山本 達也議員、 2 番議席 高山 豊彦議員

3 番議席 村山 一彦議員、 4 番議席 吉田 哲也議員

5 番議席 井上武津男議員、 6 番議席 岡田 泰正議員

7 番議席 畑 武志議員、 8 番議席 岡本 正意議員

9 番議席 小西 啓議員、 10 番議席 岡田 勇議員

○議長（吉田哲也君）

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

3 番、村山一彦議員、5 番、井上武津男議員、開票の立会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（吉田哲也君）

それでは、選挙の結果報告をいたします。

投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち村山一彦議員 6 票、井上武津男議員 3 票、岡本正意議員 1 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3 票です。

したがって、村山一彦議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（吉田哲也君）

ただいま副議長に当選されました村山一彦議員が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

村山一彦議員、副議長就任の挨拶をお願いいたします。

○副議長（村山一彦君）

村山でございます。

このたび、皆様のご推挙によりまして副議長という重責を汚すことになりました。

もともと浅学非才の身であることは重々承知しておりますが、先輩議員の皆さん、同僚議員の皆様のご指導を賜りながら職責を全うしたいと考えております。

どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

ただいまから暫時休憩いたします。

休憩（午前 10 時 13 分～午前 10 時 25 分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定によって、お手元に配付いたしました議席表のとおり指定いたします。

なお、氏名柱の議席番号については、次回定例会までに記入をさせていただきますので、ご了承願います。

ただいまから暫時休憩をいたします。

議員各位には、休憩中に議席表のとおり議席の交替をお願いいたします。なお、この間、議員全員協議会を開きますので、委員会室にご参集願います。

休憩（午前１０時２６分～午前１１時００分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第５、常任委員の選任についてを議題といたします。

常任委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定によって、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

局長から報告させます。

○事務局長（細井隆則君）

それでは、常任委員会の委員を報告いたします。

総務厚生常任委員会、山本達也議員、村山一彦議員、井上武津男議員、畑 武志議員、小西 啓議員、産業常任委員会、高山豊彦議員、吉田哲也議員、岡田泰正議員、岡本正意議員、岡田 勇議員、以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

ただいまの報告のとおり指名することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

ただいま常任委員の選任が終わりました。

これより本会議を休憩し、その間、各常任委員会の初会議を開き、委員長及び副委員長を選任をお願いいたします。

なお、部屋の割り振りを申し上げます。

総務厚生常任委員会は議員控え室で、産業常任委員会は委員会室でお願いいたします。

す。

なお、委員長が選任されるまでは、年長の委員が臨時委員長として職務を行うようお願いいたします。

ただいまから、暫時休憩いたします。

休憩（午前 11 時 02 分～午前 11 時 10 分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

各常任委員会より委員長、副委員長の選任について報告がありましたので、局長から報告させます。

○事務局長（細井隆則君）

それでは、常任委員会の委員長、副委員長を報告いたします。

総務厚生常任委員会委員長、畑 武志議員、副委員長、井上武津男議員、産業常任委員会委員長、岡本正意議員、副委員長、高山豊彦議員、以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

日程第 6、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会の委員については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思います。

局長から報告させます。

○事務局長（細井隆則君）

それでは、議会運営委員会の委員を報告いたします。

議会運営委員会、村山一彦議員、井上武津男議員、岡田泰正議員、畑 武志議員、岡田 勇議員、以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

ただいまの報告のとおり指名することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

これより本会議を休憩し、その間、初委員会を開き、議会運営委員会の委員長、副委員長の選任をお願いいたします。

場所は議長室をお願いいたします。

これより暫時休憩いたします。

休憩（午前 11 時 12 分～午前 11 時 22 分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

議会運営委員会の委員長、副委員長が決まりましたので、局長から報告させます。

○事務局長（細井隆則君）

それでは、議会運営委員会の委員長、副委員長を報告いたします。

議会運営委員会委員長、岡田泰正議員、副委員長、井上武津男議員、以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

日程第 7、議会広報編集委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会広報編集委員の委員については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

局長から報告させます。

○事務局長（細井隆則君）

それでは、議会広報編集委員会の委員を報告いたします。

議会広報編集委員会、山本達也議員、高山豊彦議員、畑 武志議員、岡本正意議員、小西 啓議員、以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

ただいまの報告のとおり指名することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議会広報編集委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

これより本会議を休憩し、その間、初委員会を開き、議会広報編集委員会の委員長、副委員長の選任をお願いいたします。場所は議長室で行います。

これより暫時休憩いたします。

休憩（午前 11 時 24 分～午前 11 時 33 分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

議会広報編集委員会の委員長、副委員長が決まりましたので、局長から報告させます。

○事務局長（細井隆則君）

それでは、議会広報編集委員会の委員長、副委員長を報告いたします。

議会広報編集委員会委員長、高山豊彦議員、副委員長、岡本正意議員、以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

続いて、次の日程に入る前に議員の就任機関等の構成について局長から報告させます。

○事務局長（細井隆則君）

議長の命によりまして、議員の就任機関等の構成につきまして報告いたします。

本町の議会議員が一部事務組合議会の構成員となるものに相楽広域行政組合、相楽中部消防組合、国民健康保険山城病院組合の三つの組合議会があります。

また、本町の議会議員が構成員となる広域連合議会には、京都府後期高齢者医療広

域連合議会、京都地方税機構広域連合議会、相楽東部広域連合議会の三つの広域連合議会があります。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

日程第8、一部事務組合議会議員の選挙を行います。

本町の議会議員が一部事務組合議会の構成員となるものに相楽広域行政組合、相楽中部消防組合、国民健康保険山城病院組合、以上の一部事務組合があります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

相楽広域行政組合議会議員には、私、吉田哲也と村山一彦議員、相楽中部消防組合議会議員には、私、吉田哲也と岡田泰正議員、国民健康保険山城病院組合議会議員には岡田 勇議員と井上武津男議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました各議員が一部事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各一部事務組合議会議員は、選挙の結果、相楽広域行政組合議会議員には、私、吉田哲也と村山一彦議員、相楽中部消防組合議会議員には、私、吉田哲也と岡田泰正議員、国民健康保険山城病院組合議会議員には、岡田 勇議員と井上武津男議員、以上の各議員がそれぞれ当選されましたので、その旨、告知いたします。

日程第9、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

京都府後期高齢者医療広域連合議会議員には、高山豊彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました高山豊彦議員を京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました高山豊彦議員が、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されましたので、その旨、告知いたします。

日程第10、京都地方税機構広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

京都地方税機構広域連合議会議員には、井上武津男議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました井上武津男議員を京都地方税機構広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました井上武津男議員が、京都地方税機構広域連合議会議員に当選されましたので、その旨、告知いたします。

日程第 11、相楽東部広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

相楽東部広域連合議会議員には、私、吉田哲也と村山一彦議員、畑 武志議員、岡田 勇議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました私、吉田哲也と村山一彦議員、畑 武志議員、岡田 勇議員を相楽東部広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました私、吉田哲也と村山一彦議員、畑 武志議員、岡田 勇議員が相楽東部広域連合議会議員に当選されましたので、その旨、告知いたします。

条例・慣習により、議員がするとされる「長の機関等」の委員については、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思いますので、ご了解いただきますようお願いいたします。

会議の途中ですが、ただいまから午後１時３０分まで休憩いたします。

休憩（午前１１時４２分～午後１時３０分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１２、承認第１号 専決処分の承認を求めることについて「和東町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

承認第１号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ令和５年３月３１日に公布、同年４月１日に施行されたことに伴い、和束町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分したもので、今回提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

それでは、私の方から、承認第１号についてご説明申し上げます。

議案書の方をよろしくお願いいたします。

承認第１号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第１７９条第１項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和５年５月１０日 提出

和束町長 堀 忠 雄

１枚おめくりください。

専決処分書

地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和５年３月３１日

和束町長 堀 忠 雄

1. 専決事項 和東町税条例の一部を改正する条例

2. 専決理由 地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和5年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、和東町税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

次ページに和東町税条例の一部を改正する条例の条例案でございます。議長にあらかじめお許しを頂戴しておりますので、概要によりご説明をさせていただきたいと思っております。

条例案を5ページ、新旧対照表を12ページございますので、おめくりいただきますようお願いいたします。

和東町税条例の一部を改正する条例 概要でございます。

1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令等が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日に施行されたことに伴い、法及び政令等の改正にあわせて改正するものです。

2 改正概要

主なもののご説明になります。

I 個人住民税

○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の適用期限を3年間延長するものでございます。

令和8年度までの延長でございます。

II 固定資産税

○長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設でございます。

Ⅲ 軽自動車税

○軽自動車税（種別割）につきましてグリーン化特例（軽課）につきまして、特例の適用期限を３年間延長するものでございます。内２５％の軽減対象については２年間の延長でございます。

それぞれ令和８年３月３１日まで及び令和７年３月３１日までの延長となります。また、対象は、取得の翌年度のみ適用される特例措置でございます。

○軽自動車税の環境性能割の税率の特例及び非課税措置について特例期間経過のため削除して条文の整理をさせていただいております。

Ⅳ その他法律、政令改正により条項番号に変更やズレが生じたことに伴う整理等を行っております。

３ 改正条例の施行日

令和５年４月１日でございます。

以上、和東町税条例の一部を改正する条例 概要のご説明とさせていただきます。

ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第１号 専決処分の承認を求めることについて「和束町税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第１号 専決処分の承認を求めることについて「和束町税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり承認されました。

日程第１３、承認第２号 専決処分の承認を求めることについて「和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

承認第２号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ令和５年３月３１日に公布、同年４月１日に施行されたことに伴い、関連する和束町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分したもので、今回提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

それでは、続きまして私の方から、承認第２号についてご説明を申し上げます。

議案書の方をよろしくお願いいたします。

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 10 日 提出

和束町長 堀 忠 雄

1 枚おめくりください。

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 5 年 3 月 31 日

和束町長 堀 忠 雄

1. 専決事項 和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
2. 専決理由 地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和 5 年 3 月 31 日にそれぞれ公布されたことに伴い、和束町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

右ページをご覧ください。

和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

和束町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書き中「20 万円」を「22 万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「20 万円」を「22 万円」に、「20 万円」を「22 万円」に改め、同項第 2 号中「28 万 5,000 円」を「29 万円」に改め、同項第 3 号中

「５２万円」を「５３万５,０００円」に改める。

第２４条の２第２項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知」に改める。

附則第２項中第「２３条第１項」を「第２３条」に、「同項」を「同条第１項」に改める。

附則第３項、第４項、第６項から第９項まで、第１２項及び第１３項中「第２３条第１項の」を「第２３条の」に改める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（適用区分）

２ 改正後の和束町国民健康保険税条例の規定は、令和５年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和４年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

１枚おめくりいただきまして、和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。後ほどまたご覧いただきたいと思います。

９ページまで新旧対照表でございます。

おめくりいただきまして、和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 概要のページでございます。

１ 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令等が令和５年３月３１日に公布されたことに伴い、法及び政令等の改正にあわせて改正するものです。

２ 改正概要

第２条【課税額】

○課税限度額の引き上げ

基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額、介護保険金課税額、それぞれの項目につきまして、右に現行と改正後を記載しております。

基礎課税額につきましては、現行 65 万円を据え置きます。

後期高齢者支援金等課税額につきましては、20 万円を 22 万円に引き上げます。

介護納付金課税額については、17 万円を据え置きとなります。

合計現行で 102 万円が改正 104 万円と、引き上げの改正となっております。

第 23 条【国民健康保険税の減額】

○減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更

- ・ 5 割軽減の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額

現行 28 万 5,000 円であるのを改正後 29 万円となります。

- ・ 2 割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額

現行 52 万円が改正後 53 万 5,000 円とそれぞれ引き上げられます。これによって軽減対象世帯の範囲の拡充につながるものでございます。

3 改正条例の施行日 令和 5 年 4 月 1 日

以上、和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例のご説明とさせていただきます。

ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番、岡本議員。

○5 番（岡本正意君）

まず、2 条関係ですけれども、課税限度額の引上げということで、今回、後期高齢者支援金等課税額が 2 万円引上げになっております。この引上げにおきまして、大体の

影響を受ける世帯ってというのはどれぐらいとお考えですか。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

令和４年度の所得を基準に試算してまいりましたところ、現状限度額超過世帯が約２５世帯程度が対象となるものが、軽減対象範囲の拡充により４世帯ほどの減少となる見込みでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

５番、岡本議員。

○５番（岡本正意君）

すいません、今のは限度額の引上げによって影響する世帯の数ですね。

それと２３条の５割軽減と２割軽減の対象世帯を一定広げるということで、いわゆる所得額分が広げるというのは今回の改正ですけども、この改正による、どの程度この軽減の対象が広がるというふうにお考えですか。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

こちらと同じく令和４年度の所得を基準に試算いたしましたところ、現状の基準でいきますと、今回改正になる２割軽減、５割軽減及び７割軽減とございますが、２割軽減の対象世帯数がおおよそ８０世帯、また５割軽減の対象世帯が１００世帯、７割軽減の対象世帯もおおよそ２００世帯対象になると考えられます。今回の改正により２割軽減が約８世帯の増、また、５割軽減世帯は約４世帯の増という試算結果でございます。

す。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

5 番、岡本議員。

○5 番（岡本正意君）

今回の改定というのは、限度額を引き上げる一方で、5 割軽減、2 割軽減の範囲を一定広げるということが併せてあるわけですが、いわゆる軽減の範囲を広げること自身は前向きな話なんですけども、やはり限度額を引き上げるってことは基本的に増税ですから、今回の改定には賛成できません。

今回の改定見ましても分かるように、被保険者の中で痛み分けするとか、調整するというような形で改正が行われてるっていうのは、抜本的な国保税の軽減にならないというふうに思います。国に対しても、また町としても抜本的に国保への財政支援といったものを行うように、国に対しても要望いただきたいということを申し上げまして、質疑を終わります。

○議長（吉田哲也君）

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて「和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり承認されました。

日程第14、議案第24号 和束町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第24号 和束町印鑑条例の一部を改正する条例につきましての提案理由を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、和束町印鑑条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

それでは、続きまして私の方から、議案第24号についてご説明を申し上げます。

議案書の方をよろしくお願いいたします。

議案第24号

和束町印鑑条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和5年5月10日 提出

和束町長 堀 忠 雄

1 枚おめくりいただきまして、和東町印鑑条例の一部を改正する条例。

和東町印鑑条例の一部を次のように改正する。

第 17 条の 2 中「個人番号カード」の次に「(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は同法第 16 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備(同法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)」を加える。

附 則

(施行期日)

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第 49 条の規定の施行の日から施行する。

右ページに新旧対照表でございます。和東町印鑑条例の一部を改正する新旧対照表となっております。また、後ほどご覧いただけたらと思います。

1 枚おめくりいただきまして、和東町印鑑条例の一部を改正する条例 概要でございます。

1 改正の理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴う改正でございます。

2 改正の内容

マイナンバーカードの電子証明書機能が移動端末設備(スマートフォン)に搭載可能となるため、多機能端末機(コンビニ等に設置されたマルチコピー機)からの証明書の交付についても、スマートフォンによる交付を可能とするための改正でございます。

3 改正条例の施行日

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第 49 条の規定の施

行の日となっております。

こちらは令和５年５月１１日施行の予定となっております。

なお、一定システム等の設定変更等必要となるため、実店舗での導入時期につきましては、追ってホームページ等で住民の皆様にご報告してまいりたいと思います。

以上、和東町印鑑条例の一部を改正する条例のご説明とさせていただきます。

ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

５番、岡本議員。

○５番（岡本正意君）

今回の改正について、この改正そのものについては特に反対いたしませんけども、関連しまして町長にお聞きしておきたいんですけども、先日、デジタル担当大臣が記者会見を行いまして、いわゆるコンビニ交付について、この間、特に大都市圏中心ですけども、いわゆるシステムが大変混み合ったという状況の中で、他人の交付証明書が出てくるといったトラブルが相次いでるっていう報告があって、その関連業者に対して、いわゆる点検をするためにしばらくそのシステムを使えないという状況が出ているということが記者会見で明らかになったということが報道されました。これ自身町長はどういうふうにご受け止めておられるか。

やはり今後、マイナンバーカード等の普及ですね、国は無理やり進めようとしてまんですけども、そういった利用が増えていけばいくほどこういったシステムってのは大変オーバーヒートするということはこれまでも繰り返されてたことですけども、それによって個人情報漏えいしたりとか、間違っされてるということが実際起こってるわけですけども、デジタル関係の現状の危うさというものを大変如実に表しているというふうに私は思ったんですけども、町長はどうお考えですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

国の方ではですね、デジタルトランスフォーメーションということで、これを推進していくことが国策となっているような状態で今進められております。そういう中で、今ご質問ありまして、個々にいろいろなケースで、これからいろんな設定がされていくというときにですね、住民から信頼、国民から信頼を失うような状態は遺憾なことだと思います。そういう意味で、過日、テレビを通じて担当大臣が住民に対してそういった姿勢でおわびというんですか、そういうこともされ、そして、そういった企業には慎重にするように。それまでの間、停止されたというのはご質問のとおりだと思いますが、言われますように、デジタルトランスフォーメーションに進んでいくというのは大きな流れにあります。そういう流れを止めるという状況ではないわけですから。これをやはり住民の信頼を得た中で進められるようにですね、やっぱりこういった細かいところを慎重に対応してもらおうと、こういうことが大事だと思っておりますので、これを機会にですね、大臣が言われておりますように、きちっと原因を調べ、そして二度とこういうことにならないような対応策というのを求めるものであります。そういう考えで感じるところでありますので、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

5 番、岡本議員。

○5 番（岡本正意君）

こういった事態というのは十分想定できたわけで、今、町長はですね、そういう国民とか住民の信頼を損なうようなことのないように進めるべきだと言われましたけど、今、直接関係ないですけども、いわゆる今、保険証の廃止をして、無理やりカードを持たせるといような方向に、国の方は、それこそ国民の意思も確認せずに進めようとしてるわけですから、そういったことについては、今言われたとおり、町長として

も、ちゃんとやはり国民の意思を確認した上で丁寧に進めるように、また、それが無理があるんだったらやめるように、やはり責任を持って要求していただきたいというふうに思います。

その上でもう一点、こういったトラブルがもし本町とか周りのところで起こった場合に、いわゆる交付できなくなりますね、当たり前ですけどね、システムが止まったら。どうしても必要な場合は窓口で交付いただくということになるわけですけども、この際、いわゆるこの間、町の方では、コンビニ交付のほうは１００円安くしていただくということで対応いただいたわけですけども、そういう本人の責任じゃなくてシステムの故障等で交付できない。その上で窓口に行ったら、要は、本来は安く済むところが済まないということは起こるわけですよ。これは大変ある意味大きな矛盾がありまして、そういう意味でもですね、やはりこういったものについては、前にも言いましたけども、どういう方法で証明書をとるかは自由ですけども、やはり同じものを交付するわけですから、どこで行っても窓口だろうが、コンビニで交付しようが、同じ負担でできるようにですね、安い方に合わせるなりしていただいて、そういうトラブルが起こったとしても住民に不利益がないように私は対応いただきたいと思うんですけども、その辺いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

結論から言いまして、住民に不利益にならないようにやるのは当然のことだと思います。そして、そのとおりで頑張っていきます。

そして、政策を打つ場合、二面から考えていかなければならない問題があります。いわゆる今、言われたように、窓口と、そしてそういうのと違う、安いじゃないかというときには、一定その中には奨励という考え方が入ってきている面があるかと思います。また、その奨励することによって住民サービスにつながるものでなければな

らないと思いますね。

窓口といいますのは、窓口に来ることによって窓口業務の時間というのが限られてきます。それだったら受けられないという状況が起こる。住民サービスの充実をさらに図る場合には、民間のそうしたところの施設を利用する。そして住民サービスを上げていく。その手法の一つには、一定した一つの考え方で「窓口や」「窓口や」と、これだけではなかなかこれからは進んでいかないんじゃないかなと思う。やはり二面性から、住民のサービスの向上につながる観点からどうあるべきかという観点で、さらにそれは推奨していきたいという判断もあれば、そうした方法もとるべきだろうというふうに私は思っています。しかし、前提としては、住民の信頼を失うようなことがあってはならないわけでありますので、そういった事業を進めていく上においては、徹底して気をかけて続けていかなきゃならない。これに私どももそうした業務を進めている以上はそういう観点で進めていきたいと思います。

先ほど答弁いたしましたように、国の大きな流れ、これから時代の流れにデジタルトランスフォーメーションの方向というのは、否定できる時代ではなくなりました。さらに、そういったよいところをどう国民の利益、サービスにつなげるか、これに求めていく。そのための慎重さが必要ということは当然であります。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

5 番、岡本議員。

○5 番（岡本正意君）

要は、コンビニ交付のときも今回のトラブルがあったのと分かりますようにね、必ずしもそれが利便性につながるということではないってことなんですね。逆に、デジタルに頼っていけば不便になってしまうこともあるというのが今回のトラブルの1つの表れだというふうに思うんです。そういう際に、同じものを受け取るのに、要は差ができるのは住民の方の公平性にも欠けるだろうって言ってるだけの話なんですよ。

最後に、前にも言いましたけども、今、言われたように、デジタル化の流れっていうのはあると思いますけども、これは前にも紹介したように、当時のデジタル担当大臣がそういうデジタル化社会というものの恩恵っていうものを受けるか受けないかっていうのは本人の自由なんです。選択できるものなんですね。ですから、それは自由なんです。だからマイナンバーカードも任意なんです。ですから、やはりそういうものであるのに、行政が推奨したいからといってサービスに差をつける。言ったら、無理やりそっちの方に持っていこうとするというやり方っていうのは、どんな方にも公平公正であるべき行政としてはいかななものかっていうことを言っておりますので、そういう点でも、そういう負担については今回のこういうトラブルも考えて、どんなときにも同じ形でサービスを受けられるように対応されたらどうですかってことを申し上げておりますので、検討いただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

ほか、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第24号 和束町印鑑条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第24号 和束町印鑑条例の一部を改正する条例は原案のとおり

可決されました。

日程第 15、議案第 25 号 令和 5 年度和束町一般会計補正予算（第 1 号）を議案議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第 25 号の提案理由を申し上げます。

議案第 25 号、令和 5 年度和束町一般会計補正予算（第 1 号）は、新型コロナウイルスに係るワクチン接種事業、また、物価高騰などの影響を受けた生活者の負担軽減として、価格高騰支援商品券事業や生活支援燃料券事業及び低所得世帯支援給付事業等において予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私の方から議案の説明をさせていただきたいと思います。

議案書の方をよろしくお願いいたします。

議案第 25 号

令和 5 年度和束町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度和束町一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,090 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42 億 4,820 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月10日 提出

和束町長 堀 忠 雄

1枚おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

15款国庫支出金、2億7,710万円、4,956万2,000円、3億2,666万2,000円。

16款府支出金、1億6,279万5,000円、2万9,000円、1億6,282万4,000円。

20款繰越金、500万円、1,130万9,000円、1,630万9,000円。

歳入合計、41億8,730万円、6,090万円、42億4,820万円でございます。

1枚おめくりください。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

2款総務費、6億2,162万2,000円、1,235万7,000円、6億3,397万9,000円。

3款民生費、17億7,670万6,000円、2,346万7,000円、18億17万3,000円。

4款衛生費、4億6,745万円、463万2,000円、4億7,208万2,000円。

6款商工費、3,530万9,000円、2,044万4,000円、5,575万3,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和５年度和束町一般会計補正予算（第１号）、資料Ｎｏ．２５に基づきまして説明を続けさせていただきたいと思います。

１ページから４ページにつきましては、総括ということで議案書と重複しますので省略をさせていただきます。

５ページ、６ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、主なものの説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

１５款国庫支出金、１項国庫負担金、２目衛生費国庫負担金、補正額１２１万７,０００円。こちらにつきましては１節の保健衛生費負担金ということで、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金１２１万７,０００円を計上させていただいております。

同款、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金、補正額が１,０３７万５,０００円。こちらは１節の総務管理費補助金ということで、コロナ対応地方創生臨時交付金（生活支援燃料券事業）に係る分１,０３７万５,０００円を計上させていただいております。

同款、同項、２目民生費国庫補助金、補正額が１,７３８万９,０００円。こちらにつきましては、１節社会福祉費補助金で１,４３７万８,０００円、こちらはコロナ対応地方創生臨時交付金（低所得世帯支援給付金事業）でございます。

また、２節の児童福祉費補助金では、３０１万１,０００円を計上しております。主なものにつきましては、低所得子育て世帯特別給付金（ひとり親世帯以外分事業費補助金）で２８５万円を計上しております。

同款、同項、３目衛生費国庫補助金で補正額が３４１万５,０００円、こちらにつきましては、１節の保健衛生費補助金（新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金）３４１万５,０００円を計上させていただいております。

同款、同項、５目商工費国庫補助金で補正額が１,７１６万６,０００円でございます。

す。１節商工費補助金でコロナ対応地方創生臨時交付金（価格高騰支援商品券事業）
１，７１６万６，０００円を計上させていただいております。

次に、２０款繰越金、１項繰越金、１目繰越金ですけれども、補正額につきましては
１，１３０万９，０００円ということで、１節の前年度繰越金、令和４年度の純繰越金
１，１３０万９，０００円を計上させていただいております。

続きまして、７ページ、８ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、歳出でございます。歳出につきましても、主な内容の説明
とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、補正額が１，２３５万７，０００円。
主な内容でございますが、１８節の負担金補助及び交付金ということで、生活支援燃
料券事業、生活支援燃料券補助金１，２２５万７，０００円を計上させていただいてお
ります。

３款民生費、１項社会福祉費、１３目価格高騰緊急支援給付事業、補正額が２，０
４２万７，０００円でございます。主な支出の内容でございますが、価格高騰緊急支
援給付事業で２，０４２万７，０００円を、このうち主なものが価格高騰緊急支援給付
金１，９５０万円を計上させていただいているところでございます。

同款、２項社会福祉費、１目児童福祉総務費で補正額が３０４万円でございます。
こちらの主な支出内容でございますが、低所得子育て世帯生活支援特別給付金、ひと
り親世帯以外分の事業として総額３０１万１，０００円、このうち主なものが負担金
補助及び交付金の低所得子育て世帯生活支援特別給付金２８５万円を計上させていた
だいております。

９ページ、１０ページをお願いいたします。

４款衛生費、１項保健衛生費、２目予防費で補正額が４６３万２，０００円でご
さい。こちらの主な支出事業でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種事
業費として総額４６３万２，０００円を、このうち主な支出でございますが、報償費

としてコロナワクチン接種等謝金 6 4 万 8 , 0 0 0 円、また、委託料といたしましてコロナワクチン接種委託料で 5 7 万円、接種会場設営等委託料で 1 9 8 万円を計上させていただきます。

6 款商工費、1 項商工費、1 目商工振興費で補正額が 2 , 0 4 4 万 4 , 0 0 0 円でございます。こちらにつきましての主な事業の内容でございますが、価格高騰支援商品券事業ということで 2 , 0 4 4 万 4 0 0 0 円、このうち負担金補助及び交付金で、価格高騰支援商品券補助金として 1 , 9 0 6 万 4 , 0 0 0 円を計上させていただきます。

1 1 ページから 1 4 ページにつきましては給与費明細ということで載せさせていただいておりますので、後ほどお目通しの方をよろしくお願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番、高山議員。

○3 番（高山豊彦君）

3 番、高山でございます。私の方から何点か確認をさせていただきたいというふうに思います。

まず、初めにですね、今回の補正とは関係ないんですが、昨年 1 2 月議会で決定いたしました生活支援燃料券補助金クーポンの関係なんですが、今の現状についてお知らせいただきたい。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

昨年の１２月議会で承認をいただきまして、１世帯当たり３,０００円のクーポン券を配布するという事業でございます。

こちらにつきましては、ガソリンまた軽油、灯油、ＬＰガスを対象に町内の事業者で対応していただくということで調整をさせていただいてたんですけども、実際のところ、特にＬＰガスの使用の関係につきましては、口座振替の方で利用されている住民の方が多い。また、町外の事業者に契約されてるところがございまして、なかなかその部分で整理がつかなかった状況でございます。調整に時間を要しましたが、今回の補正で同じように１世帯７,０００円プラスをさせていただきまして、こちらにつきましては、本年１２月いっぱいまでを期間といたしまして、ガソリンまた軽油・灯油等の燃料、さらにはＬＰガスの対応をしていただける業者がおられましたら、それに対応していただくということで、昨年の１２月の３,０００円と、これにつきましては、繰越しということで国の承認をいただいておりますので、それと併せて、１世帯１万円の燃料券の支援をさせていただきたいということで事業を進めている状況でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

３番、高山議員。

○３番（高山豊彦君）

分かりました。ありがとうございます。

前回の分と今回と合わせてということで、分かりました。

次に、説明書の８ページなんですが、コロナ対応地方創生臨時交付金の関係で生活支援燃料券補助金、これは今の分ですね。

あとですね、価格高騰緊急支援給付金、また低所得子育て世帯生活支援特別給付金、それと低所得子育て世帯、ひとり親世帯ですね、それと価格高騰支援商品券補助金が１０ページにあるんですが、それぞれこれの内容と対象、それと実施時期ですね、こ

れについて具体的なところを教えてください。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

私の方からは生活支援燃料券事業の関係でございます。

先ほど高山議員のほうに答弁させていただきましたように、こちらにつきましては町内事業者でガソリンまた軽油、灯油、L P ガスを対象に割引のクーポンを発行させていただく事業でございます。

こちらにつきましては、昨年の１２月で承認いただきました３，０００円のクーポン券と合わせて１世帯１万円を給付させていただくという事業でございます。

発送時期につきましては、今回の補正予算で上げさせていただいております商品券事業と一緒に同封をさせていただきまして、住民の方が混乱しないように対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

そのほか価格高騰緊急支援給付事業等の関係につきましては、それぞれの担当課長の方から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

高山議員のご質問にお答えいたします。

私の方からは、価格高騰緊急支援給付事業につきましてご説明申し上げます。

こちらのほうにつきましては、現金での給付の形を取る予定でございます。対象となりますのは低所得世帯ということで、昨年、令和４年、そして令和３年とそれぞれ非課税世帯対象の給付金でしたが、当課で給付事業させていただいたものと同じような形になるんですが、非課税世帯の世帯主様から申請をいただいた上で給付

していくというような形の同じような形をとっていきたいと考えております。

ただ、前は国からの給付事業でございましたが、今回は町独自の形で要綱等を定めていく形になりますので、まずは6月の令和5年度の住民税の課税決定後、対象世帯に対してどのように交付していくか等、細かくまた要綱等を定めて、広報に努めたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

私からは、1目児童福祉総務費の低所得子育て世代生活支援特別給付金の関係でございます。

まず、ひとり親世帯分につきましては、これは都道府県直轄で行われるものでございますので、うちの方といたしましては、一定、事務費のみの計上とさせていただいております。これにつきましては、万が一この給付を拒否するという場合のための通知を送らせていただくというものでございます。それと、これにつきましては、一応、政府が今、発表しているところでは、5月中、今月中に、児童扶養手当給付の方にプッシュ型で何とか今月中に給付するというものでございます。

次に、ひとり親世帯以外分でございますが、こちらにつきましては本町の方から給付させていただくもので、これにつきましても、本日、一般会計の予算補正議案が承認されましたら、すぐさま手続のほうを取りまして、これにつきましても、できるだけ今月中にその対象家庭の方に給付させていただくという想定をしているところでございます。

これにつきましては、おおよそこの予算は少し多めに取っておるんですけども、大体50人ぐらいの想定をしております。これにつきましては10%ほど余計の予算割

とさせていただきます。といいますのが、当然ながら、これにつきましては非課税世帯対象ではございますが、前年非課税の世帯でなかったとしても令和5年1月以降、家計急変により非課税相当になった世帯につきましても、子育て世帯支援の給付金は給付の対象という形を取らせていただきます。これにつきましては、一応、この年度、来年2月いっぱいまでに申請いただいたら給付させていただくという想定をしております。最終的には今年度3月末までの給付という形を取らせていただくんですが、当然、低所得者の生活応援資金ということですので、少しでも早いうちに支給できるような形で広報等を進めていきながら事業展開していきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

3番、高山委員。

○3番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

この間、私、3月に価格高騰、物価高騰対策、また、子育て世帯、低所得世帯への緊急要望をさせていただいております。これにつきまして早期に対応いただいたこと感謝いたします。ありがとうございます。なるべく早くそういう対象の住民の方に届くように準備のほうを進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

もう1点ですね、10ページの方の価格高騰支援商品券補助金ということでございますが、これについてはどのような内容なのか教えていただけますか。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（馬場正実君）

私のほうに質問いただきました価格高騰支援商品券事業でございます。これにつき

ましては、令和２年、令和３年、令和４年と同様の形で行う予定をしております。

対象につきましては和束町住民、令和５年５月１日を基準とさせていただきます。

給付額につきましては住民１人当たり５,０００円ということで準備を進めたいと思っております。

商品券の使用期間でございますが、これからの準備となりますのでかなり慌てないといけないと思っておるんですけども、できましたら７月から２か月間ぐらいの間で使用していただけるような形でお願いしたいということで準備を進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

３番、高山議員。

○３番（高山豊彦君）

この商品券は従来の町内の事業者のほうで使用できるというものでよろしいですね。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（馬場正実君）

はい、そのとおりでございます。令和２年、令和３年、令和４年と同様の形を取らせていただく予定でございます。

○議長（吉田哲也君）

３番、高山議員。

○３番（高山豊彦君）

それとですね、１０ページのほうに新型コロナワクチン接種事業がございますが、これについて対象とワクチン接種の時期ですね、いつ頃予定されているのか、あと場所等を教えていただきたい。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

新型コロナワクチンのワクチン接種事業でございますが、これにつきましては、一応、政府が発表しております令和５年度春接種事業という形で事業のほうを進めさせていただいております。本町におきましては、６月１１日の日曜日にＢ＆Ｇ海洋センターの方で集団接種を行う予定をしております。この日１日での対象予定人数は８６０人を想定しております。

これ以外につきましては、昨年いわゆる第５回目とかいうので世間で言われてましたときに接種された方で、集団接種がやっぱりちょっと合わないというので個別接種された方、この方たちにつきましては個別の案内を別途させていただきます。町内の２医療機関で個別接種をしていただけることになりましたので、まず国保診療所、また白栖にあります柳沢活道ヶ丘診療所、こちらのほうで個別接種をしていただくということで想定しているところでございます。これのワクチンにつきましては、オミクロン対応の２価ワクチンということで、また送迎等必要な方につきましては、その節また連絡いただきましたら、５回目までと同様にその会場までの送迎のほうをさせていただくということで想定しているところでございます。また、これの案内につきましては、本日の予算成立後、対象者のご家庭の方に接種券等を郵送で送らせていただくということで事務を進めているところでございます。

○議長（吉田哲也君）

５番、岡本議員。

○５番（岡本正意君）

それでは、私のほうから幾つかお聞きしたいと思いますけども、今回の補正予算というのは、政府の予備費による価格高騰対策の交付金の配分というものが主な内容となっております、ある意味極めて限定的な内容となっております。今回は致し方ない面がありますけども、６月定例会も含めて、また独自の基金等の活用も含めて今後

さらに内容については検討いただいて支援の方を強化いただくように、まず要望しておきたいというふうに思います。

その上で、先ほど来、高山議員の方から幾つか確認されておりますので、それに重ならない部分で確認したいと思います。

生活支援燃料券の関係ですけれども、一つは、先ほど商品券を7月から9月というぐらいの期間で考えているっていう話でしたので、燃油券も一緒に送るってことなので、これも同じく大体7月から使えるということで考えてよいかももう一回確認をしておきたいのと、それからL Pガスの扱いについてかなりご苦労いただいてたわけですが、一応このL Pガスも対応できるのであればってことで先ほどの答弁いただいてますけれども、実際のところ、その辺の可能かどうかというところの見極め、周知ですね、その辺も含めてどういうふうに考えておられるか、その辺さきをお願いしたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

生活支援燃料券事業に関しましては、現在考えておりますのが、商品券のほうで7月の上旬からということでございますので、高山議員の質問でも答弁させていただきましたように、私どもの方は後ろ12月いっぱい、6か月間の試用期間という形で定めたいと考えているところでございます。

また、L Pガスのクーポン券の利用に関しましては、まず町内の事業者には私どもの方から取り扱える商品の一覧という形で、できないという回答をいただいた上で、例えば、口座振り込みの方でもこういう場合についてはできますよという意見をいただきながら、この1か月間で調整を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

5 番、岡本議員。

○5 番（岡本正意君）

プロパンガス、L P ガスの対応については、住民の方からも対象になるのかどうかとか、またぜひ対象にしてほしいといった声も出ておりましたので、できるだけ対象になるようお願いしたいと思いますし、また結果については早く周知いただきたいというふうに思います。

その上で、いずれにしても燃料券、また商品券につきましても大変これはこれでありがたい話なんですけども、例えば燃料券についていいますと、住民の方からこの間聞いている話の中では、オール電化などですね、そもそも燃油関係が使用されていないということであるとかですね、また商品券が使えないという世帯もあって、なかなか役に立たないというケースもございます。

また、商品券につきましても、地域によって店がそもそもないとか、なかなか買いに行きにくいとかいう地理的な問題等もあって、商品券いただいてもなかなか活用できないといった世帯もございます。そういう意味で、やはりせつかくの使えるものですから、例えば、燃油券でありますと商品券扱いにしていくことであるとか、また他の公共料金等の軽減に用途を変更できるとか含めてですね、商品券も含めてですけども、そういったことも含めてぜひ柔軟に対応いただきたいというふうに思ってるんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にご答弁をさせていただきます。

まず、この燃料券の話でございますが、確かに岡本議員おっしゃるように、和束町

の町内のご家庭では、オール電化ということで使用されている世帯あるとは聞いております。実際このオール電化に関しましては、国の支援の方が今年の1月から始まっておりますので、一定の電気料金に対しての支援は受けられておられると思いますが、和束町独自の今回の事業でございますので、そのあたりも含めまして、今後、調整・検討を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

5番、岡本議員。

○5番（岡本正意君）

いずれにしても、せっかくの事業ですので、できるだけ実態に合わせて1人1人の方が使えるものにしていただきたいというに思いますので、そこはぜひ対応をお願いしたいと思います。

それと、いわゆる価格高騰緊急支援給付の関係で確認だけしておきたいんですけども、先ほど子育て世帯の支援特別給付金につきましては、家計急変の関係についても対応して、何とか来年2月まで申請のほうも設けながら対応していきたいという話もありましたけども、いわゆる非課税世帯に給付される給付金についても、家計急変世帯への対応というのは考えておられるのかどうかのところを答弁いただきたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

前回、令和4年度、令和3年度で実施させていただきました非課税世帯対象の給付金と要綱の制定が変わってまいりますが、独自制度での給付ということで、制度の要綱の設定上で問題なくいければ、前回と同様の家計急変世帯の対象への対応もしていきたいとは考えております。細かいところの給付事業の精査がまだ終わっておりませ

んが、家計急変の対象となる部分についても、可能ではあるかとは考えておりますので、対応できる限りしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

5 番、岡本議員。

○5 番（岡本正意君）

そこは福祉課のほうではそういうことをしていこうということですので、同じ扱いができるというふうに思いますので、ぜひ併せてしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、コロナの関係ですけれども、先ほどワクチンの接種時期や対象者等についてお話があったんですけれども、今回高齢者であるとか、いわゆる基礎疾患をお持ちの方とか、一定リスクの高い方を対象にされてるっていうふうに思うんですけれども。いわゆるそれ以外の全住民的な意味でのワクチン接種っていうのは、今後どういう予定がおりなのかですね、その辺ちょっとお聞きしておきたいのと、それで、8日から5類に移行されたわけなんですけれども、感染力の強さであるとか、また今後の変異のおそれであるとか、また高齢者にとっては大変リスクが高いということであるとか、また後遺症の問題もかなり深刻な報告が大変されてるであるとか、9波という8波以上の感染の拡大もあるんじゃないかと言われていることも含めて、ウイルスの特性としては特に何も変わらないわけですね。ですから、行政として何もしなくていいってことではないということなんですね。急にウイルスがなくなったかのような対応をされるのは間違いだと思うんですね。そういった意味で、引き続き検査であるとか、また診療体制を維持強化することが大変求められているというように思いますので、ちょうど5類に移行した直後でもありますので、先ほどワクチンのことも言いましたので、ワクチンのことをお聞きしたいのと、今後の検査の体制や診療体制、また相談体制などはどういうふうにお考えなのか、その辺答弁いただけますか。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず接種の関係でございますが、今回、春開始接種としてさせていただきますのは、初回接種、一番初めに一、二回目の接種終了された方が対象で、皆さんもマスコミ等々でご存じのとおり、高齢者65歳以上の方、12歳から64歳までの基礎疾患を有する方、また医療従事者、高齢者施設等の施設の方が一応対象となっております。

これ以外のもともとの一、二回目の初回接種のまだの方、これにつきましても当然対応の方はさせていただきます。ただこれにつきましては、オミクロン対応ということではなく従来のワクチンになります。さすがにもうそのワクチンは本町では持ち合わせておりませんので、これにつきましては住民の皆様から連絡いただいた時点で京都府と連絡を取りながら、今ある京都府内のワクチンをこちらの方で手配いたしまして接種させていただくということでございます。

それ以外の年齢、今現在6か月以上の方、また5歳から11歳までの方各々に、ワクチンの種類は違いますが、接種可能となっておりますので、ご連絡いただいたら随時接種させていただくと。

令和5年度については、ワクチン接種の費用につきましては政府負担、公費負担ということになっております。令和6年度以降につきましてはまだ決定されておませんが、令和5年度については、接種費用は無償で行えるということでございます。

医療体制の関係でございますが、従来、京都府下医療機関全部で外来で1,035医療機関がこれに当たっておりましたが、今後は京都府発表で今のところ1,180の医療機関がコロナ関連で来院されたときの受診の対応していくと。

また、入院につきましても61病院937床あったところが、この5月8日以降、5類に落ちた時点で104病院1,045床まで増やした中で進めていくというふう

に京都府の方から聞いているところでございます。

先ほど岡本議員からありましたワクチンを打った後の後遺症関連のことでございますが、それを含め、また、まだ初回接種を打っておられない方を含め、いろいろとコロナの関係につきましては、一括して京都新型コロナ医療相談センターというところが全てのコロナの案件の相談を受け付けるということで京都府が発表しているところでございます。当然、和束町福祉課のほうでもご相談のほうは受けさせていただきませんが、後遺症等々につきましては、さすがに専門職の人間もおりませんので、こちらにつきましては京都新型コロナ医療相談センターの方で対応していただくということになっているところでございます。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

5番、岡本議員。

○5番（岡本正意君）

それでは、具体的にお聞きしますけども、特に検査の体制が大事だと思うんですね。

3月までは国保の診療所のほうとかで無料検査等をしていただいていたけども、5類への移行もありまして、検査はできるけれども有料になっていくということで伺っております。ですから、今後の検査自身をスムーズにしていくっていう意味ではですね、やはり期限を切っても独自に無料検査を実施するであるとかね。それから、何らかのそういった補助をしてでも検査しやすい体制をつくっていただきたいと思うんです。

あとは医療や介護、保育現場などでの検査ですね、そういったものをやはり継続してやっていただきたいというふうに思いますけども。その辺のお伺いを聞きたいのと、それからもう一つはわらくですね。仮に陽性者が出た場合とか、またクラスターが発生した場合とかいうのは、やはり原則入院できるように、母体の医療法人をはじめ医療機関としっかり連携していただいて体制を整備すべきだと思うんです。

先日、新聞報道で施設長とかの集まりの団体が調査されたところで、8波、7波のときですけど、多くが留め置きされてると。その中で多くの方が亡くなっているというような報告がされております。やはり原則リスクの高い方しかいないわけですから、もし感染した場合とか多くの感染者が出た場合は原則入院できるということが、この5類以降で個人で判断せいでいいんだったらね、やっぱり安心して入院できると。多くの医療機関に受入れできるのであればできるはずですから、そこはやはりそういう確認を取っていただいて体制整備していただきたいと思うんですけども、その辺も含めて答弁いただけますか。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

検査体制につきましては、まず高齢者施設と町の医療機関につきましては検査体制のほうは整っておりますので、これにつきましては1割から3割の医療行為という形の通常の検査でいけると。

無症状の方で心配で検査を受けたいという方につきましては、薬局で販売されている厚生労働省の認定の検査キットで検査していただくということになろうかと思えます。

今、わらく、観光案内所等々につきましては、本町から接種キットを配布させていただいておりますので、それにより対応していただくと。

今後につきましては感染状況を踏まえた中で進めていくということで、先ほど答弁させていただきましたが、京都府でも病床数を増やした中での対応を取っていただいております。本町には入院施設はございませんが、当然ながら、山城総合医療センターを含めた中でそちらのほうで入院体制も取っていただいておりますので、そのときに入院できるような体制を進めていけるかと思っておりますので、よろしく願い

たします。

○議長（吉田哲也君）

5 番、岡本議員。

○5 番（岡本正意君）

最後にしますけども、いずれにしてもそこはですね、繰り返し言いますけどね、何も変わっておりませんから、そこを甘く見て感染や被害が広がらないように、やはりどっちにしても一番足元の自治体が一番困るわけですから、国は幾らでも高みの見物できるかもしれないけども、一番対応してるのは自治体ですから、そこはやはり気を抜かずにやっていただきたいと思うんですけども。最後に、やはり感染対策を個人に委ねるのであれば、判断できるだけの情報提供をしっかりとやっていただきたいと思うんです。町内の医療機関や山城病院などと連携もしていただいて、やはりできる限り感染状況どうなってるかということなんかも含めてつかんでいただいてですね、できる限り住民の方に伝えていただきたいというふうに思うんです。

その辺ちょっとお考えをお聞きしたいのと、それから今言ってるような話ですね、ワクチンがどうなる、検査がどうなる、医療体制がどうなるということの情報をしっかり町のホームページには最低上げていただきたいと思うんです。コロナの関係の情報というのは、12月26日以降一つも上がっておりません。その間にもいろいろあったと思うんですけどね。でも何も上がっておりません。ですから、5類に移行したってことはそれなりにやっぱりいろいろ変化があるわけですから、実際、京都府のホームページを見れば検査・医療が必要な方はどこに行けばいいかってことが、もう既にアップされております。町内の3医療機関全て対応できますけどもね、そういったことも含めて町としてちゃんと情報発信していただきたいと思うんです。さぼってないでね。

アクリル板を撤去する以前にやることあると思うんですよ。もう終わったなっていうことと言うんじゃないくてね、私そういうふうに感じてるんです。今現段階ではそう

いう必要な情報をちゃんと住民に伝えるということを怠っておられると思いますよ。

ですので、早急に、ワクチンの問題もそうですし、5類以降どうなってるのかってことを分かるように、ホームページや、また紙媒体も含めて、広報紙も含めて直ちに情報発信等、情報提供いただきたいと思うんですけども、その辺を町長にお聞きしておきます。責任持ってやっていただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えをさせていただきます。

一つ目は、5類に変わったさかい何ら変わったか、変わってない、これは当然だと思います。今、大事なものは、行政としては、やっぱり住民の人がかからないような状態、健康を維持していただけるような方策を常に考えていながらやっていかなきゃならない。そして、和束町が取れる対応を十分取ってまいりたいと思います。住民の皆様にも、また、何ら変わってないと今、岡本議員が言われるような状態に住民を挙げてそういう認識であるべきだと私は思っておりますので、そういう意味で、これからもよろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

ほか質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第２５号 令和５年度和束町一般会計補正予算（第１号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第２５号 令和５年度和束町一般会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

ただいまから暫時休憩いたします。

休憩（午後２時５０分～午後２時５７分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

ただいま町長から、同意第１号 監査委員の選任についての議案が提出されました。

これをお手元に配付いたしました日程第１号の追加２として議題といたしたいと思っています。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、同意第１号は、お手元に配付の日程に基づき、第１号の追加２として議題とすることに決定いたしました。

日程第１、同意第１号 監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第１１７条の規定により、小西 啓議員の退場を求めます。

（小西 啓議員退場）

○議長（吉田哲也君）

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

同意第１号の提案理由を申し上げます。

和束町監査委員に小西 啓氏を選任したいので、地方自治法第１９６条第１項の規

定により議会の同意を賜りたく提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私の方から議案書の説明をさせていただきます。

先ほどお配りさせていただきました同意第1号の議案をよろしくお願いいたします。

同意第1号

監査委員の選任について

下記の者を和東町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 京都府相楽郡和東町大字湯船

氏 名 小西 啓

年 齢 74歳

令和5年5月10日 提出

和東町長 堀 忠 雄

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

お諮りいたします。

本案については人事案件につき、質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより採決いたします。

同意第1号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方は

起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第1号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

(小西 啓議員入場)

○議長（吉田哲也君）

ただいま監査委員に小西議員が同意されましたので、その旨、告知いたします。

日程第2、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申し出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

令和5年第2回の臨時議会を閉会されるに当たりまして、一言御礼のご挨拶をさせていただきますというように思います。

まずは、本議会におきまして、吉田議長の下、新体制がスタートいたしました。今後、そうした議会活動がますます充実・発展されますことと併せて、和東町の行政、まちづくりに一層のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

今回は臨時議会ということで、そうした下での議案、同意案件等提案させていただきました。その中で提案させていただいた全議案、原案どおりご承認を賜りました。本当に厚く御礼申し上げます。

この中でもいろいろと議論が出ておりまして、コロナ対策の問題、これはいろいろ出ておりました。こういったことを真摯に受け止めながら、今後のそういった対策にも努めてまいりたいと思っております。

その中にもありましたように、コロナが５類に変わった。何らこれは気の緩みが駄目だということではありますが、これは全住民を挙げて一丸とこうした認識で関わらないといけないと。行政もできる限り対応をしてまいるというのは当然であります、そういった全意識を持つというのは大事であります。そういう意味で、今後ともそうしたことにご協力をいただきますことを切にお願い申し上げまして、甚だ簡単でございますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（吉田哲也君）

これをもちまして、令和５年和束町議会第２回臨時会を閉会いたします。

本日は、ご苦労さまでした。

午後３時０３分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

和束町議会臨時議長 岡 田 勇

和束町議会議長 吉 田 哲 也

会議録署名議員 山 本 達 也

会議録署名議員 高 山 豊 彦